

福井温泉病院（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人福泉会が開設する福井温泉病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士等が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 訪問リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 福井温泉病院
- 二 所在地 福井県福井市天菅生町7字一ノ久保68番1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整、その他の管理を一元的に行う。
- 二 理学療法士 1名以上
理学療法士等は、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、夏季休暇、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
ただし、金曜日は午前9時から午前12時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

- 2 前項に定める額のほか、次条の通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
 - 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき10円
- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、福井市、あわら市、坂井市、永平寺町とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人福泉会と事業所の管理者の協議により定めるものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止に係る責任者は 院長 辻哲雄 とする。
- 3 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 4 事業者における虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を毎年5月を目安に年1回以上実施する。
- 6 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は、副院長 安井富士雄 とする。

附則

この改定は、令和6年6月1日から施行する。